

令和8年(フ)第2541号

大阪市生野区小路東1丁目21番13-301号
債務者 大塚 翔流

- 1 決定年月日時 令和8年6月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月5日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年9月1日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第4078号

東京都足立区本木東町12-19-203
債務者 井上 康明

- 1 決定年月日時 令和8年6月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月25日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年8月25日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止**令和7年(フ)第1091号**

千葉県柏市あけぼの2丁目9番20-B104号
破産者 加瀬 秀雄

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第10号

千葉県柏市豊四季709番地179 ジュネパレス
柏第13-204号
破産者 大作 直之

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第120号

千葉県鎌ヶ谷市北中沢1丁目8番5号
破産者 榎本進之介

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第135号

千葉県松戸市高塚新田518番地の7 梨香台
団地5棟402号室、前住所千葉県野田市花井
250番地の162
破産者 藤森 優輔

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第148号

千葉県松戸市下矢切399番地の11
破産者 酒井奈緒子(旧姓鈴木)

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第151号

千葉県柏市明原3丁目5番32号
破産者 村越 涼子

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第159号

千葉県鎌ヶ谷市東道野辺4丁目17番20号 エ
クラシア 南鎌ヶ谷
破産者 石山 文一

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第162号

横浜市金沢区六浦東1丁目46番1-104号、
開始決定時の住所千葉県流山市おおたかの森
西1丁目31番地の2 マ・メゾンおおたかの
森201
破産者 渡邊 潤

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第746号

相模原市中央区青葉3丁目31番地26号
破産者 有限会社ホットマン

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第424号

東京都多摩市和田1890番地の1バンブーヒル
B101
破産者 落合 利也

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第24号

三重県津市久居相川町1944番地1 ミューズ
コーポ相川202、開始決定時の住所三重県津
市久居小野辺町1482-54
破産者 吉川 正晃

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所破産係

令和8年(フ)第28号

三重県鈴鹿市庄野羽山四丁目4番25号 コン
フォート羽山102
破産者 明田 翼

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第2522号

京都市東山区本町新6丁目214
破産者 株式会社untitled

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第38号

栃木県那須郡那珂川町小川663番地5
破産者 有限会社磯電設

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第39号

栃木県那須郡那珂川町小川758番地7
破産者 磯 洋一

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所大田原支部